

ECワンストップサービス利用規約

第1条（総則）

1. 本規約は、トランス・コスモス株式会社（以下「当社」という。）が提供するShopify専用ツール（以下「ツール」という。）の利用者向けに提供するECワンストップサービス（以下「本サービス」という。）に関する契約条件を定める。
2. 本サービスの詳細は別紙又はサービス案内等に定める通りとする。また、商品の取扱い等に関しては当社が別途定める通りとし、この定めも本規約の一部を構成する。なお、本規約の規定とサービス案内等の規定とが矛盾又は抵触する場合、サービス案内等の規定を優先する。

第2条（申込）

1. ツールの利用者は、当社の指定する情報を当社に提供したうえで本サービスの申込を行う。
2. 当社は、前項の申込があった場合、当社所定の審査を行う。当社は、審査の結果、申込者による本サービスの利用を拒絶する場合があります。申込者はこれを承諾する。また、当社は、申込者の審査その他当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で申込者に関する情報を利用することができ、申込者はこれを承諾する。
3. 当社の審査の結果、当社が当社所定の方法で申込者に本サービスを提供することを承諾した時点で、本規約の内容を契約条件とする申込者（以下「契約者」という。）と当社との間の契約（以下「本契約」という。）が成立する。

第3条（再委託）

1. 当社は、本サービスを提供するために第三者を使用することができる。
2. 前項において、当社が第三者を使用する場合、当社は、業務遂行のために必要な範囲内で機密情報及び個人情報を当該第三者に開示することができ、当該第三者に対して当社が契約者に対して負うのと同等の義務を負わせ遵守させる。

第4条（対価及び費用）

1. 契約者は、当社に対し本サービスの対価及び費用（対価及び費用の額は、当社所定のウェブサイトに規定した額とする）を支払う。
2. 本サービスの対価及び費用の支払方法及び支払期日は、当社所定のウェブサイトに規定する。
3. 契約者は、本サービスの対価及び費用を支払う際には、消費税相当額を別途加算した金額を支払う。
4. 契約者が支払期日までに対価又は費用を完済しない場合、契約者は、当社に対して支払期日の翌日から支払完了日までの日数について年14.6%の割合で計算した遅延損害金を支払う。
5. 当社は、本サービスを提供することができなくなった場合又は本サービスが何等かの事由により途中で終了した場合には、契約者に対し、履行の割合に応じて対価及び費用の支払いを請求することができる。

第5条（契約者の責任等）

1. 契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、当社に対して必要な情報・資料（商品の情報、商品のEC販売にかかわる一切の予測を含むがこれらに限らない、以下総じて「関連資料」という。）を適宜提供する。
2. 契約者は、関連資料の正確性及び完全性を保証し、当社は、契約者に対して、関連資料の誤り又は不明確な事項等に起因する損害に対する賠償及び追加費用等を請求できる。また、それによって本サービスの提供に遅延等が生じる場合、当社は、契約者に対して何ら責任を負わない。

第6条（著作権の帰属）

1. 本サービスを通じて新規に作成された物の著作権は当社に帰属する。
2. 契約者又は当社が従前から有していた著作物の著作権については、それぞれ契約者又は当社に帰属する。契約者は、契約者が有する著作物について、当社が本サービスを提供するにあたり必要な範囲

でその著作物を利用することにつき、無償で当社に許諾する。

第7条（産業財産権の帰属）

1. 本サービスを通じて新規に作成された物の産業財産権（特許その他の産業財産権を受ける権利を含み、以下「産業財産権」という。）は当社に帰属する。
2. 契約者又は当社が従前から有していた物の産業財産権については、それぞれ契約者又は当社に帰属する。
3. 契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり必要な範囲で、契約者が有する産業財産権の利用を無償で当社に許諾する。

第8条（その他の知的財産権の帰属）

前二条のほか、本サービスの提供過程において、契約者が従来から有している技術情報及び契約者の機密情報を利用することなく当社が創意・工夫することによって得られたノウハウ及びその他の知的財産権等は、当社に帰属する。

第9条（機密保持）

1. 当社は、ツールの利用者による申込の審査を事業者へ委託する場合又は当社が決済代行サービス等を利用する場合、本サービスの申込を行ったツールの利用者及び契約者から開示を受けた情報をこれらの事業者へ開示できる。
2. 第3条2項及び前項に定める場合を除き、契約者及び当社は、本サービスに関連して、相手方より開示された未公開のビジネスモデル、サービス設計、サービス構築計画、提案書、技術、事業計画及び戦略、新商品の情報及び本契約の内容その他の情報で開示の際に機密であると指定された情報について、相手方の書面による事前の承諾がない限り、第三者に漏洩し又は本契約以外の目的に流用してはならない。
3. 前項の機密保持義務は、別段の定めがない限り、本契約の有効期間中及び本契約終了後1年間存続する。

第10条（個人情報）

1. 第3条2項及び当社が別途定めるプライバシーポリシー等に規定する場合を除き、契約者及び当社は、個人情報の保護に関する法律（以下本条において「法」という。）に定める個人情報のうち、本サービスの提供に関連して知得した相手方の有する個人情報、個人データ（法第2条第4項に規定する個人データをいう。以下同じ。）及び本サービスの提供によって収集された購入者・会員の個人情報（以下あわせて「個人情報」という。）を第三者に漏洩してはならず、個人情報の管理に必要な措置を講じ、善良な管理者の注意をもって取り扱う。
2. 契約者及び当社は、個人情報について、本契約の目的の範囲でのみ使用する。

第11条（損害賠償）

1. 当社が本契約に違反し、よって契約者に損害を及ぼした場合、当社は、契約者に対し、契約者が現実かつ直接に被った通常損害を契約者の被った全損害とみなし賠償する。当社は、予見の有無に関わらず、特別損害、逸失利益、派生的損害及び間接損害については責任を負わない。
2. 前項の損害の賠償額は、請求の原因を問わず、当該損害の直接の原因となった本サービスの当該損害発生月の対価を限度とする。
3. 契約者に生じた損害が当社の故意に起因する場合に限り、前二項は適用されない。本項において故意とは、当社が契約者又は第三者に損害を与える意図をもって本契約に違反する行為を行った場合をいう。
4. 本契約に関する損害賠償請求は、請求の原因を問わず、当該損害発生より1年間に限り行使できる。
5. 前各項にかかわらず、配送中の商品の紛失、滅失、毀損、延着、遅延、誤配送等による損害の賠償については、当社が別途指定する運送業者の利用約款に従い、当社は、配送に関するいかなる責任（機密情報及び個人情報にかかる責任を含む。）も負わず、また、保管中の商品の紛失、滅失、毀損等によ

る損害については、倉庫約款に従う。

第12条（免責等）

1. 天災、地震、戦争、内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、争議行為、輸送機関の事故、第三者の不法行為、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が指定する感染症の蔓延、停電及び電力供給の逼迫、放射能汚染、通信及びその他の事業者等の通信機器・回線・コンピュータの障害、電話の不通及びその他当社の責めに帰すことのできない不可抗力並びにあらゆるシステム障害により、本契約上の義務の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能を生じた場合（金銭債務の履行を除く）、当社は、契約者に対して何らの責任も負わない。但し、当社は、本サービスの提供の支障解消に向けて努力する。
2. 当社は、EC関連システムの保守のため及びその他当社が必要と判断した場合は、本サービスの全部又は一部の提供を一定期間停止することができる。この場合、当社は、契約者に対し、損害の賠償等一切の責任を負わない。
3. 当社は、本サービス又は本契約によって企図される取引に関連するいかなる表明又は保証（販売可能性、特定目的への適合性又は権利侵害のないことの黙示の保証を含む。）をしない。
4. 本サービスは、履行割合型の役務提供サービスであるため、当社は、本サービスに関連して生じうる成果に契約不適合が発見された場合であっても何ら責任を負わず、また、成果が契約者又は当社いずれの責にも帰すことのできない事由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損が納入前に生じたときは当社が、納入以後に生じたときは契約者が、それぞれその危険を負担する。
5. 当社は、契約者に対し、棚卸台帳を提供しない。なお、棚卸台帳は、原則としてツール上で提供する。

第13条（第三者利用規約）

1. 契約者及び当社は、第三者システム又は第三者のサービスを利用する場合、当該第三者システム又は第三者のサービスにかかわる利用規約及び利用約款等（以下「第三者利用規約」という。）を遵守する。
2. 契約者及び当社は、第三者システム又は第三者のサービスに起因して契約者が被った損害について、第三者利用規約の定めに従う。

第14条（権利侵害）

1. 契約者は、商品及び関連資料が第三者の知的財産権等を侵害するものでないことを保証する。
2. 商品及び関連資料が第三者の知的財産権等を侵害する場合、契約者は、自らの責任と費用において当該侵害に起因する紛争を解決する。
3. 当社が商品及び関連資料に関し、第三者より権利侵害の主張、使用差止請求、損害賠償請求、訴訟の提起等を受けた場合、契約者は、当社又は購入者等がそれにより被った損害及びその他解決のために要した費用等の一切を当社又は購入者等に対し賠償する。ただし、当社の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。

第15条（反社会的勢力排除）

1. 契約者及び当社は、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団、その関係団体、総会屋、社会活動標榜ゴロ、社会の秩序・市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体、及びこれらと社会的に非難される関係を有すると認められるものをいう。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行い又は不当要求行為をなさないこと、自らの主要な出資者又は役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証する。
2. 契約者又は当社が本条に定める義務に違反した場合、相手方は催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに契約者及び当社間で締結した全ての契約の全部又は一部を解約することができる。なお、本項に定める解約は有責当事者に対する損害賠償請求を妨げない。

第16条（債権譲渡等）

1. 契約者は、当社の書面による事前の承認を得た場合に限り、当社に対して有する権利、義務及び契約当事者たる地位を、第三者に譲渡、承継し又は担保の用に供することができる。
2. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、契約者に対して有する権利、義務及び契約当事者たる地位を、決済代行サービス提供事業者等の第三者に譲渡、承継し又は担保の用に供することができる。

第17条（関連法令の遵守）

契約者は、商品にかかる関連法令を遵守する。商品の販売にかかる行政・税務手続は契約者の責任と費用で行う。なお、米国輸出関連法等外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続が必要な場合も同様とする。

第18条（解約）

1. 契約者及び当社は、相手方が本契約に違反し、当該違反の是正を催告後、14日間を経過しても当該違反が是正されずかつ是正されない理由について相手方より通知がない場合、本契約を解約することができる。
2. 契約者及び当社は、前項の規定にかかわらず、相手方が以下の各号に該当する場合、何ら催告することなく直ちに本契約を解約することができる。
 - (1) 1回でも手形・小切手の不渡りを生じた場合若しくは手形交換所における取引停止処分を受けた場合。
 - (2) 第三者から仮差押え、仮処分、差押え、滞納処分、その他の強制執行処分を申立てられた場合。
 - (3) 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算等の手続を自ら申立て又は、第三者に申立てられた場合。
 - (4) 合併、事業譲渡、代表役員の変更等により、当事者の同一性が失われたと合理的に判断された場合。
 - (5) 機密保持義務に違反した場合。
 - (6) その他、本契約を継続しがたいと認められる事由が発生した場合。
3. 本契約の解約は、解約者が相手方に対して行う損害賠償請求を妨げるものではない。
4. 本契約に違反した当事者及び本条第2項各号のいずれかに該当する当事者は、解約の有無にかかわらず、期限の利益を自動的に喪失し、相手方に対して直ちに残債務を履行しなければならない。

第19条（契約期間）

1. 本契約の最低契約期間は、本契約成立時から3ヵ月間とし、その後は1ヵ月間同一条件で更新され、以後も同様とする。
2. 前項の最低契約期間経過後は、契約者又は当社は、解約日の1ヵ月前までに相手方に通知することにより、本契約を解約することができる。

第20条（契約終了時の措置）

1. 当社は、本契約を終了する場合、本サービスを終結するために、以下の事項を遂行する。
 - (1) EC関連システム終了及び解約にかかる手続き
 - (2) 本サービスにて取得した、又は利用した機密情報及び個人情報廃棄
 - (3) ロジスティック業務を通じて当社が当社倉庫で保管した商品の返送・処分かわる業務
 - (4) 商品のために用意した資材の処分又は返還
 - (5) 当社が本サービスを提供するために、契約者が貸与した一切の資材及び機材の返却
 - (6) その他当社が提供する本サービスを終了するための一切の業務
2. 契約者は、本サービスを終結するために必要な費用を負担し、当社は、契約者に当該費用について別途見積書を提出する。当社は、契約者の承諾をもって、前項各号に定める業務を履行する。
3. 契約者は、当社が本サービスを終結するために協力しなければならない。契約者が協力しないことにより、当社が本サービスを終結できず契約者に損害が発生する場合、当社は、契約者に対し責任を

負わない。

第21条（存続条項）

本契約が、期間満了、解約又はその他の事由により終了した場合であっても、第9条から第15条まで、第18条第3項及び第4項、第20条、本条、第23条、第24条の規定は有効に存続する。

第22条（協議事項）

1. 契約者及び当社は、本契約の締結後、不可抗力その他契約者及び当社の双方の責によらない事由により著しい事情の変更が生じ、本契約に定める内容が不相当となったと認められる場合には、契約内容の変更など対応を協議する。
2. 本契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項に関しては、契約者及び当社が誠意をもって協議の上これに対応する。

第23条（合意管轄）

前条の協議によっても解決できない事項及び紛争に発展した事項に関しては、契約者及び当社は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として、これを解決することに合意する。

第24条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠する。

第25条（本規約の変更）

1. 当社は、本サービス提供環境に技術的、法的又はその他の変化が生じた場合その他相当の事情がある場合には、本規約を随時変更することができる。変更後の本規約は、当社が変更後の本規約を当社所定のウェブサイトへ掲載したとき（当社が変更後の本規約の発効日を別途設定した場合はその日）に効力を生じる。
2. 当社は、本規約を変更した場合には、契約者に当該変更内容を周知し、当該変更内容の周知後、契約者が本サービスを利用した場合には、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなす。

2020年4月20日制定

以上

E Cワンストップサービスについて

1. 「E Cワンストップサービス」とは、以下の各号のサービスの全部または一部を複合した総合的な履行割合型の役務提供サービス（準委任）をいう。
 - (1) ウェブオペレーション業務
 - (2) CRM分析業務
 - (3) 受発注管理業務
 - (4) コンタクトセンターサービス業務
 - (5) ロジスティックス業務
 - (6) その他前各号に付随する業務

2. 「ウェブオペレーション業務」とは、商品を販売するE Cサイトの更新及びオペレーションのために行う以下の各号に定めるサービスをいう。
 - (1) ウェブサイトのコンテンツ制作・更新
 - (2) コンテンツ用の商品の写真・動画等の撮影・制作・手配・準備
 - (3) ウェブサイトのF A Q制作・更新
 - (4) 商品の更新登録・基本情報の修正及び更新
 - (5) ウェブサイトのコンテンツの保守・運用

3. 「CRM分析業務」とは、当社が保有するサービスと第三者のソフトウェアサービスを併用して行う以下の各号に定めるサービスをいう。
 - (1) ウェブサイトのコンテンツと商品の販売実績の比較・検討・分析
 - (2) マーケティング戦略の再検討及び新戦略の策定
 - (3) 外部連携ツールの選定・導入
 - (4) メールコンテンツの制作・配信及び配信システムの構築・運用

4. 「受発注管理業務」とは、E C関連システムを利用して、商品に関し提供する以下の各号に定めるサービスをいう。
 - (1) 受発注管理
 - (2) 入金管理
 - (3) 返品・返金対応及び返品情報管理

5. 「コンタクトセンターサービス業務」とは、E C関連システムを利用して提供する、以下の各号に定めるサービスをいう。
 - (1) 商品に関わる返品その他各種問い合わせ等電話対応業務
 - (2) 商品に関わる返品その他各種問い合わせ等メール対応業務
 - (3) プロモーション及びマーケティング分析を行うために提供する一切のコールセンターサービス及びこれに付随する業務

6. 「ロジスティックス業務」とは、E C関連システムを利用して提供する以下の各号に定めるサービスをいう。
 - (1) 商品の入出荷業務
 - (2) 商品の検品業務
 - (3) 商品の在庫管理業務
 - (4) 商品の流通加工及び梱包業務
 - (5) 商品の出荷及び配送手配代行業務
 - (6) 商品の保管業務